

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 10 日

(一社) 不動産協会	担当者 殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者 殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者 殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者 殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者 殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者 殿

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの策定について

平素より、都市・住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）第 12 条前段等により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」という。）が実施される場合には、無電柱化が求められています。

令和 3 年 5 月には、無電柱化法第 7 条に基づき新たな「無電柱化推進計画」が策定されており、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、関係者が連携して無電柱化を進めるべきことが明記され、そのための方策の一つとして、「市街地開発事業等について、円滑な合意形成プロセスやコスト縮減方策を検討し、地方公共団体への普及を図る」ことが記載されました。

今般、この地方公共団体への普及活動の一環として「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」を策定しました。国土交通省 HP（以下リンク先）に掲載しておりますので、市街地開発事業において無電柱化を推進するうえで是非ご参照いただくよう、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

本ガイドラインは、今後も最新の情報を踏まえつつ、実際に活用いただくなかでご意見等をいただき更新していく予定ですので、ご意見等ございましたら以下リンク内のお問合せ先までご連絡ください。

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html